

議案第 67 号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

平成 28 年 3 月 3 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

1 財産の表示

建 物

所 在	伊賀市上友田 1004 番地 1
構造及び面積	いきいきセンター 鉄骨造平屋建 299.28 平方メートル

2 相手方

伊賀市上友田 1230 番地の 2

上友田区

代表者 栗原 始